

千葉県報

号外
令和8年3月31日

号外第23号

訓

令

主 要 目 次
○ 千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令

千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

千葉県訓令第2号

千葉県知事 熊谷 俊 人

本 庁
出先機関

千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令

千葉県事務決裁規程（昭和三十一年千葉県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第二条第十六号、第四条第三項及び第十条（見出しを含む。）中「、こども家庭対策監」を削る。

第二十条第八項中「、こども家庭対策監」を削り、同項第二号中「及びこども家庭対策監」を削り、同条第十項中「、こども家庭対策監」を削る。

別表第一政策企画課の項第一号から第四号までを削り、同項第五号中「施行に関する」との下に「（地域未来交付金に関するものに限る。）」を加え、同号を同項第一号とし、同項第六号から第八号までを削り、同項に次の一号を加える。

二 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）の施行に関する事

イ 第二条第二項の

規定による関係市

町村との協議に關

すること。

ロ 第三条第三項の

規定による関係市

町村との協議に關

すること。

別表第一政策企画課の項の次に次のように加える。

産業
拠点
整備
戦略
課

一 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）の施行に関する事

イ 第二十二條第二

項の規定による資
料の提出等に関す
ること。

ロ 第二十九條第二

項の規定による報
告に関する事。

二 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行規則（昭和四十一年自治省令第二十八号）の施行に関する事。

イ 第一条第一項の

規定による利子補
給金交付申請書の
提出に関するこ
と。

三 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の施行に関する事。

イ 第五条第三項に

規定する意見の提
出に関する事。

ロ 第八条第五項の

規定による助言又
は勧告に関するこ
と。

ハ 第九条第十四項

の規定による土地
利用基本計画の輕
易な変更に関する
こと。

四 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の施行に関する事

イ 第四条第一項の

規定及び附則第五
條に規定する措置
に基づく構造改革

<p>特別区域計画の認定の申請に関すること。</p> <p>ロ 第六条第一項の規定及び附則第五条に規定する措置に基づく認定構造改革特別区域計画の変更の認定の申請に関すること。</p>	<p>五 地域再生法の施行に関すること(政策企画課において所掌するものを除く。)</p> <p>イ 第五条第一項の規定による地域再生計画の認定の申請に関すること。</p> <p>ロ 第七条第一項の規定による地域再生計画の変更の認定の申請に関すること。</p>	<p>六 低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)の施行に関すること。</p> <p>イ 第二条第四項の規定による関係市町村長からの意見聴取に関すること。</p>	<p>七 総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第七十一号)の施行に関すること。</p> <p>イ 第五条第四項(第六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による関係市町</p>
<p>八 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の施行に関すること。</p> <p>イ 第四条第二項の規定による主務大臣との協議に関すること。</p> <p>ロ 第四条第三項の規定による関係市町村との協議に関すること。</p> <p>ハ 第六条第一項の規定による基本計画の関係市町村等との協議に関すること。</p>	<p>別表第一地域づくり課の項を削り、同表産業保安課の項の次に次のように加える。</p>	<p>健康福祉政策課</p> <p>一 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の施行に関すること。</p> <p>イ 第六条の規定による臨時の予防接種に関すること。</p> <p>ロ 第九条の規定による臨時の予防接種に関すること。</p> <p>二 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成二十年法律第八十二号)の施行に関すること。</p> <p>イ 第十九条の規定による親族の援護に関すること。</p> <p>イ 第二十一条の規定による費用の徴収に関すること。</p> <p>三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律百十四号)の施行に関すること。</p> <p>イ 第三十三条(第七条第一項の規定による政令によつ</p>	<p>イ 第二十八条第二項(第七条第一項の規定による政令</p> <p>イ 第十四条の規定による指定届出機関の指定、辞退及</p>

て準用される場合（同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。以下この号において同じ。）
 第五十條第一項の規定により実施される場合及び第五十三條第一項の規定による政令によつて適用される場合を含む。）
 の規定による揭示

によつて準用される場合、第五十條第一項の規定により実施される場合及び第五十三條第一項の規定による政令によつて適用される場合、
 第五十條第一項の規定により実施さ

び取消しに関すること。
 第十四條の二の規定による指定提出機関の指定、辞退及び取消しに関すること。
 第三十八條の規定による医療機関（第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関を除く。）の指定及び取消しに関すること。
 第四十條の規定による診療報酬の支払に関すること。
 第四十二條の規定による緊急時等の特例に関すること。

に関すること（イに掲げる事務に係るものに限る。）。

れる場合及び第五十三條第一項の規定による政令によつて適用される場合を含む。）の規定による生活の用に供される水の使用制限等の命令及び市町村への給水指示に関すること。
 第三十二條第一項及び第二項（これらの規定が第七條第一項の規定による政令によつて準用される場合、第五十條第一項の規定により実施される場合及び第五十三條第一項の規定による政令によつて適用される場合を含む。）の規定による建物への立入制限、禁止及び封鎖等に関すること。
 第三十六條第一項及び第二項（これらの規定が第七條第一項の規定による政令によつて準用される場合、第五十條第五項において準用される

<p>別表第一健康福祉指導課の項第四号部長専決事項の欄ニ及びホ並びに課長専決事項の欄 口中「第五十四条の二第四項」を「第五十四条の二第五項」に改め、同表健康づくり支援</p>		<p>場合及び第五十三 条第一項の規定に よる政令によつて 適用される場合を 含む。）の規定に よる通知及び書面 の交付に関するこ と（ロ及びハに掲 げる事務に係るも のに限る。）。</p> <p>ヘ 第三十六条第四 項（第七条第一項 の規定による政令 によつて準用され る場合、第五十 条第六項において準 用される場合及び 第五十三条第一項 の規定による政令 によつて適用され る場合を含む。） の規定による揭示 に関する事（ニ に掲げる事務に係 るものに限 る。）。</p> <p>ト 第三十八条の規 定による医療機関 （第一種感染症指 定医療機関及び第 二種感染症指定医 療機関に限る。） の指定及び取消し に関する事。</p>
		<p>課の項第一号部長専決事項の欄イを削り、同号課長専決事項の欄イ中「第十二条」を「第 十一条」に改め、同項第六号を削り、同表疾病対策課の項中第二号から第四号までを削 り、第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、同項に次の一号を加える。 四 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）の施行 に関する事。</p> <p>イ 第七条の規定に よる勧告及び公表 に関する事。</p> <p>ロ 第三十八条の規 定による勧告及び 措置命令に関する 事。</p> <p>別表第一疾病対策課の項に次のように加える。</p> <p>コード も・ 若者 政策 課</p> <p>一 千葉県青少年健全育成条例（昭和三十九年千葉県条例第六十四号）の施 行に関する事。</p> <p>イ 第七条の規定に よる優良興行及び 優良図書等の推奨 に関する事。</p> <p>ロ 第九条の規定に よる有害興行の指 定及び観覧の制限 に関する事。</p> <p>ハ 第十条の規定に よる有害図書等の 指定に関するこ と。</p> <p>ニ 第十一条第二項 の規定による勧告 に関する事。</p> <p>ホ 第十一条第三項 の規定による命令 に関する事。</p> <p>ヘ 第十二条の規定 による有害玩具等 の指定に関するこ と。</p>

	<p>ト 第十五条第三項の規定による勧告に関すること。</p> <p>チ 第十五条の第二項の規定による勧告に関すること。</p> <p>リ 第十八条の規定による有害広告物の措置命令に関すること。</p> <p>ヌ 第二十三条の七の規定による勧告に関すること。</p> <p>ル 第二十三条の八の規定による公表に関すること。</p> <p>ロ 第二十四条の規定による審議会への諮問に関すること。</p>	
<p>別表第一子育て支援課の項第一号部長専決事項の欄ニ及びホ中「第十八条の十一第二項」の下に「及び第十八条の三十二第四項」を、「試験委員」の下に「並びに指定地域試験機関の役員及び地域試験委員」を加え、同欄へ及びト中「の規定による試験事務規程の」を「(第十八条の三十二第四項において準用する場合を含む。）」の規定による「に改め、同欄チからヌまでの規定中「の規定」を「(第十八条の三十二第四項において準用する場合を含む。）」の規定」に改め、同欄中ヨをソとし、ルからカまでをカからレまでとし、ヌの次に次のように加える。</p> <p>ル 第十八条の二十八の規定による地域限定保育士試験の実施に関すること。</p> <p>ロ 第十八条の三十一の規定による地域限定保育士試験委員の設置に関すること。</p> <p>ワ 第十八条の三十二の規定による指定地域試験機関の指定に関すること。</p> <p>別表第一子育て支援課の項第一号課長専決事項の欄中ニをトとし、ハの次に次のように加える。</p> <p>ニ 第十八条の三十三の規定による地域限定保育士の登録に関すること。</p> <p>ホ 第十八条の三十四第一項及び第二項の規定による登録の取消しに関すること。</p>	<p>へ 第十八条の三十四第四項の規定による登録の消除に関すること。</p> <p>別表第一子育て支援課の項第三号課長専決事項の欄イ中「第六条の九第四号」の下に「(第六条の五十四において準用する場合を含む。）」を加え、同欄ロ中「の規定による保育士試験」を「(第六条の五十四において準用する場合を含む。）」の規定による保育士試験及び地域限定保育士試験」に改め、同欄ハ中「第六条の十四」の下に「(第六条の五十四において準用する場合を含む。）」を加え、同欄に次のように加える。</p> <p>ホ 第六条の五十の規定による地域限定保育士登録審査に関すること。</p> <p>別表第一障害者福祉推進課の項第三号部長専決事項の欄ニ中「第三十三条の七」を「第三十三条の六」に改め、同欄ホ及びへを削り、同項に次の一号を加える。</p> <p>五 高次脳機能障害者支援法(令和七年法律第九十六号)の施行に関すること。</p> <p>イ 第十九条第一項の規定による指定に関すること。</p> <p>ロ 第二十三条の規定による指定の取消しに関すること。</p> <p>別表第一保険指導課の項第二号部長専決事項の欄に次のように加える。</p> <p>ニ 第十一条の二の規定による子ども・子育て支援納付金納付金所得係数及び子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数の決定に関すること。</p> <p>別表第一業務課の項第一号課長専決事項の欄ワ中「第十四条第七項」を「第十四条第六項」に、同欄カ中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同表衛生指導課の項第一号部長専決事項の欄中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、へを削り、同号課長専決事項の欄に次のように加える。</p> <p>ハ 第六十条第一項の規定による報告及び検査に関すること。</p> <p>別表第一県民生活課の項第一号部長専決事項の欄に次のように加える。</p> <p>ハ 第四十四条第一項の規定による認定に関すること。</p> <p>別表第一県民生活課の項第二号を削り、同表経営支援課の項第二号を削り、同項中第三号を第二号とし、第四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表カーボンニュートラル推進課の項第一号中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改め、同号部長専決事項の欄イ中「第九条」を「第十二条」に改め、同号課長専決事項の欄イ中「第八条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。）」を「第十条第七項」に改め、同欄ロ中「第十三条第五項」を「第十六条第五項」に改め、同表産業人材課の項第二号を</p>	<p>五</p>

削り、同表森林課の項第二号副知事専決事項の欄ハ中「第四十八条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同号部長専決事項の欄ヘ中「第四十八条第三項」を「第六十八条第三項」に改め、同欄中ヘをリとし、ホの次に次のように加える。

ト 第四十四条第一項の規定による公募に関する事

チ 第四十八条第三項の規定による通知に関する事

別表第一建設・不動産課の項第一号部長専決事項の欄イ中「第二十八条」を「第二十八条第三項及び第五項」に改め、「指示、勧告及び」を削り、同欄ロ中「第一項第四号」の下に「及び第五号」を加え、同号課長専決事項の欄イ中「(許可の更新を除く。)」を「及びその更新」に改め、同欄中ヘをトとし、ホをヘとし、同欄ニ中「及び」の下に「第五号並びに」を加え、同欄中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 第二十八条第一項、第二項、第四項及び第七項の規定による指示、勧告に関する事

別表第一建設・不動産課の項第三号部長専決事項の欄イ中「取消し」の下に「(入札参加資格の取消しの申請があつたものを除く。)」を加え、同号課長専決事項の欄に次のように加える。

ハ 資格者名簿に登録された者についての資格の取消し(入札参加資格の取消しの申請があつたものに限る。)に関する事

別表第一建設・不動産課の項第四号部長専決事項の欄ハ中「第六十五条」を「第六十五条第二項及び第四項」に改め、「指示及び」を削り、同欄ホ中「第六十八条」を「第六十八条第二項及び第四項」に、「指示及び事務の禁止等」を「事務の禁止」に改め、同号課長専決事項の欄中ソをネとし、レをツとし、タをソとし、ヨをタとし、タの次に次のように加える。

レ 第六十八条第一項及び第三項の規定による指示に関する事

別表第一建設・不動産課の項第四号課長専決事項の欄カの次に次のように加える。

ヨ 第六十五条第一項及び第三項の規定による指示に関する事

別表第一河川整備課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を削り、第六号を第三号とし、第七号を第四号とし、第八号を第五号とし、同表河川環境課の項第一号中「砂防法」の下に「(明治三十年法律第二十九号)」を加え、同号副知事専決事項の欄中ロをニとし、ニの前に次のように加える。

ハ 第十五条の規定による費用負担に関する事

別表第一河川環境課の項第一号副知事専決事項の欄中イをロとし、ロの前に次のように加える。

イ 第六条の規定による工事施行及び設備維持に関する事

別表第一河川環境課の項第一号副知事専決事項の欄に次のように加える。

ホ 第二十二條の規定による収入の下付に関する事

別表第一河川環境課の項第一号部長専決事項の欄中ホをチとし、ロからニまでをホからトまでとし、ホの前に次のように加える。

ニ 第二十五条の規定による損害賠償に関する事

別表第一河川環境課の項第一号部長専決事項の欄中イをハとし、ハの前に次のように加える。

イ 第五条の規定による設備管理及び工事施行に関する事

ロ 第七条の規定による工事施行及び設備維持の指示に関する事

別表第一河川環境課の項中第十六号を第十七号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号中「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の下に「(昭和四十四年法律第五十七号)」を加え、同号部長専決事項の欄に次のように加える。

ヘ 第十二条第一項の規定による工事の施行に関する事

ト 第十八条の規定による損失補償に関する事

別表第一河川環境課の項中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 地すべり等防止法の施行に関する事(耕地課及び森林課において所掌するものを除く。)

イ 第三十条の規定

による受益都府県の分担金に関する事

ロ 第三十三条の規定

定による費用負担に関する事

ハ 第三十四条の規定

定による原因者負担金に関する事

イ 第九条の規定

による地すべり防止工事の基本計画の作成に関する事

ロ 第十条の規定

による意見に関する事

ハ 第十一条の規定

による設計及び計画の承認及び協議に関する事

ニ 第十三条の規定

による兼用工作物の工事の協議に関する事

ホ 第十四条の規定

による施行命令に関する事

イ 第八条の規定

による標識の設置に関する事

ロ 第十六条の規定

による立入りに関する事

ハ 第二十二条の規定

定による監督に関する事

ニ 第二十六条第二

項の規定による地すべり防止区域台帳の閲覧に関する事

	<p>へ 第二十一条の規定による監督処分に関すること。</p> <p>ト 第二十三条の規定による措置命令に関すること。</p> <p>チ 第二十四条の規定による関連事業計画に関すること。</p> <p>リ 第二十五条の規定による立退きの指示に関すること。</p> <p>ヌ 第二十六条第一項の規定による地すべり防止区域台帳に関すること。</p> <p>ル 第三十八条の規定による徴収に関すること。</p> <p>ヲ 第四十八条の規定による漁港管理者又は漁港管理者の長に対する協議に関すること。</p>	<p>を削り、同号課長専決事項の欄中イを削り、ロをイとし、同欄ハ中「第九十四条第一項」を「第九十四条第一項及び第三項」に改め、同欄中ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘからチまでを削り、リをホとし、ヌを削り、ルをヘとし、ヲをトとし、ワを削り、次の次に加える。</p> <p>チ 第六十六条の五十二の規定による報告、勧告等に関すること。</p> <p>リ 第六十六条の五十三第五項の規定による総会等の招集に関すること。</p> <p>ヌ 第六十六条の五十三第六項の規定による組合員の投票に関すること。</p> <p>ル 第六十六条の五十八の規定による指導及び助言並びに指示等に関すること。</p> <p>別表第一住宅課の項第九号課長専決事項の欄中カをヲとし、ヨを削り、タをワとし、レをカとし、ソを削る。</p> <p>別表第一の四住宅課の項第四号中イをロとし、ロの前に次のように加える。</p> <p>イ 第五条の二の二の規定による請求に関すること。</p> <p>別表第一の四住宅課の項第六号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同号ニ、ト及びリ中「建替事業」を「再生事業」に改め、同号ヌ中「建替組合」を「再生組合」に改め、同号ワ中「建替事業」を「再生事業」に改め、同号カを次のように改める。</p> <p>カ 第六十六条の規定による除却等計画の変更の認定に関すること。</p> <p>別表第一の四住宅課の項第六号中ムをヤとし、ネからラまでをノからクまでとし、ツの次に次のように加える。</p> <p>ネ 第六十六条の二十七第一項の規定による定款又は資金計画の変更の認可に関すること。</p> <p>ナ 第六十六条の三十四第四項の規定による解散の認可に関すること。</p> <p>ラ 第六十六条の三十四第一項の規定による補償金支払計画の認可に関すること。</p> <p>ム 第六十六条の五十三第三項の規定による措置命令に関すること。</p> <p>ウ 第六十六条の五十三第七項の規定による議決、選挙、当選及び解任の投票の取消しに関すること。</p> <p>ホ 第七十条第三項の規定による事業計画の修正の命令及び意見の不採択の通知に関すること。</p> <p>別表第二の二地域整備課、指導管理課、調査課及び鴨川地域整備課共通の項第二号農林事務所次長等専決事項の欄イ中「五千万円」を「一億円」に、「、出来形検査及び中間検査並びに一件の業務委託（建築・設備に係る委託業務の検査を除く。）が一千万円未満の検査」を「及び出来形検査並びに一件の請負金額五千万円未満の土木工事の中間検査」に改め、同欄に次のように加える。</p> <p>ロ 一件の業務委託料（建築・設備に係る委託業務を除く。以下この号において同じ。）二千万円未満の完了検査及び出来形検査並びに一件の業務委託料四千万円未満の中間検査に関すること。</p>
<p>別表第一建築指導課の項第二号課長専決事項の欄ニ中「第三百三十七条の十二第六項又は第七項」を「第三百三十七条の十二第十一項又は第十二項」に改め、同項第八号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同号課長専決事項の欄イ中「第三百二条第二項」を「第六十六条の五十六第二項」に改め、同表住宅課の項第九号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同号副知事専決事項の欄イを削り、同欄ロ中「建替事業」を「再生事業」に改め、同欄中ロをイとし、ハを削り、同欄ニ中「建替事業」を「再生事業」に改め、同欄中ニをロとし、ロの次に次のように加える。</p> <p>ハ 第六十四条第一項の規定による除却等計画の認定に関すること。</p> <p>別表第一住宅課の項第九号副知事専決事項の欄中ホからチまでを削り、リをニとし、ヌ</p>		

別表第二の二両総用水管理課の項第二号農業事務所次長等専決事項の欄イ中「五千万円」を「一億円」に、「、出来形検査及び中間検査並びに一件の業務委託（建築・設備に係る委託業務の検査を除く。）が一千万円未満の検査」を「及び出来形検査並びに一件の請負金額五千万円未満の土木工事の中間検査」に改め、同欄に次のように加える。

ロ 一件の業務委託料（建築・設備に係る委託業務を除く。以下この号において同じ。）二千万円未満の完了検査及び出来形検査並びに一件の業務委託料四千万円未満の中間検査に関する事。

別表第三林業事務所の項第一号中「五千万円」を「一億円」に、「、出来形検査、中間検査及び一件の業務委託料（建築・設備に係る委託業務の検査を除く。）が一千万円未満の検査」を「及び出来形検査並びに一件の請負金額五千万円未満の土木工事の中間検査」に改め、同項中「二 一件三百万円未満の林産物の処分に関する事。」を

- 「 二 一件の業務委託料（建築・設備に係る委託業務を除く。以下この号において同じ。）二千万円未満の完了検査及び出来形検査並びに一件の業務委託料四千万円未満の中間検査に関する事。」に改める。
- 三 一件三百万円未満の林産物の処分に関する事。

別表第三漁港事務所 土木事務所 港湾事務所 北千葉道路建設事務所 一宮川改修事務所 ダム管理事務所 区画整理事務所 下水道事務所の項第一号中「五千万円」を「一億円」に、「一億円」を「二億円」に改め、同項第二号中「一 一千万円未満の検査」を「以下この号において同じ。）二千万円未満の完了検査及び出来形検査並びに一件の業務委託料四千万円未満の中間検査」に改め、同表土木事務所（千葉土木事務所、葛南土木事務所、東葛飾土木事務所、柏土木事務所、銚子土木事務所、夷隅土木事務所及び市原土木事務所を除く。）の項第一号中イを削り、ロをイとし、同表千葉土木事務所、葛南土木事務所及び市原土木事務所の項第一号中イを削り、ロをイとし、同表東葛飾土木事務所、銚子土木事務所及び夷隅土木事務所の項第一号中イを削り、ロをイとする。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表第一業務課の項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

購読料 本号 一部 二四円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千 葉 県 ○四三(二三三)二六五八